

寄付のお申込みについて

寄付のお申込につきましては、大変ご面倒ではございますが、4 ページ目「寄付金申込書」を印刷の上、必要事項をご記入頂きまして、本会事務局まで FAX (03-6810-3645) もしくは郵送にてお送り下さい。

- 寄付金額の多寡は問いません。また、寄付者のご意向により本会のホームページにご芳名を掲載いたします。
- 大変恐縮でございますが、振込手数料はご負担をお願い致します。

寄付金のお振込口座について

寄付金のお振込みは、下記の口座へお願い致します。

みずほ銀行 九段支店 普通預金 1096044 公益社団法人日本眼科医会 【シャ)ニホンガンカイカイ】
--

寄付金領収書について

寄付金の入金を確認後、本会より「寄付金領収書」と「感謝状」をご郵送いたします。

寄付金の税法上の優遇措置について

本会への寄付金は、特定公益増進法人としての税務上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。

個人の場合

●税額控除

【（寄付金合計(※1)－2,000円）×40%＝控除対象額(※2)】

※1 寄付金額が総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の25%が限度となります。

●所得控除

【寄付金合計額－2,000円】

※ただし、年間所得の40%に相当する額が限度となります。

法人の場合

①一般の寄付金の損金算入限度額

【資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1000+所得の金額（寄付金控除前×2.5/100）×1/4

②特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

次のいずれか少ない金額

(1) 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

【資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1000+所得の金額（寄付金控除前）×
6.25/100】×1/2

※詳しくは、お近くの税務署もしくは、担当税理士にお尋ね下さい。

寄付金についての問い合わせ先

公益社団法人日本眼科医会 事務局

〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー8階

TEL03-6810-3640/FAX03-6810-3645

